

藤枝市指定管理者の選定基準

制定 平成 19 年 5 月 24 日

最近改正 平成 25 年 4 月 18 日

この選定基準は、藤枝市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年 6 月 29 日条例第 26 条）（以下「条例」という。）第 4 条及び第 5 条に基づき、指定管理者の指定及び指定取消し等に係る審査をする上で必要な基準を定めるものとする。

第 1 選定審査の基準

- 1 藤枝市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する事務取扱要領（平成 17 年 7 月 28 日総務部長決裁）（以下、「事務要領」という。）第 1 第 2 項において作成する選定審査の基準は、選定するに必要な評価項目を採点表として作成するとともに、様式第 1 号により以下の内容について定めることとする。
 - (1) 事務要領第 4 第 3 項の指定管理者として指定し得る候補者としての必要最低得点
 - (2) 管理運営経費に係る点数の上限点数
- 2 前項の評価項目は、条例第 4 条各号の基準について審査できるよう、様式第 2 号「藤枝市指定管理者選定審査採点表」に掲げる各評価項目のとおりとし、各評価項目の右記に掲げる評価の視点を参考に審査できるものとするとともに、それぞれの上限点数を定めることとする。ただし、評価項目については、施設や事業内容を鑑み、必要に応じて、追加、削除又は変更できるものとする。

第 2 事前審査に係る審査基準

- 1 事務要領第 3 の審査基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 申請者に関する以下の事項について、該当する事項があるときは不指定とする。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 国税及び地方税の滞納者
 - ⑤ 本市又は他市町村において、公募を開始した日から起算して過去 3 年以内に指定管理者の指定取消しを受けた者
 - ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 - (2) 申請書に関する以下の事項について、該当する事項があるときは不指定とする。
 - ① 申請書類に、虚偽記載のあるもの。
 - ② 市民の利用について、不平等又は不公平になる恐れのある記載がみられるもの。
 - ③ 施設の効用を高める新たな提案がみられないもの。
 - ④ 必要不可欠である有資格者の配置がみられないもの。
 - ⑤ 管理運営業務全体について、第三者に一括して委託若しくは請け負わせる恐れ

のある記載が見られるもの。

⑥市が支払う指定管理料について、事業計画書等において市が示している上限額を超える提示をするもの。

⑦その他、不正な行為があったと市が認めた場合。

2 前項による審査で、不明な点があるときは、藤枝市指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の意見を聞いた上で判断することとする。

第3 選定委員会に係る審査の基準

事務要領第4第3項の審査基準は、事務要領第1第2項において作成した基準を基に、申請者の指定管理者としての適性を総合的に判断して、候補者を選定することとする。

第4 指定の取消しに係る審査の基準

事務要領第7第3項の審査基準は、第1から第3における全ての各基準を準用することとする。